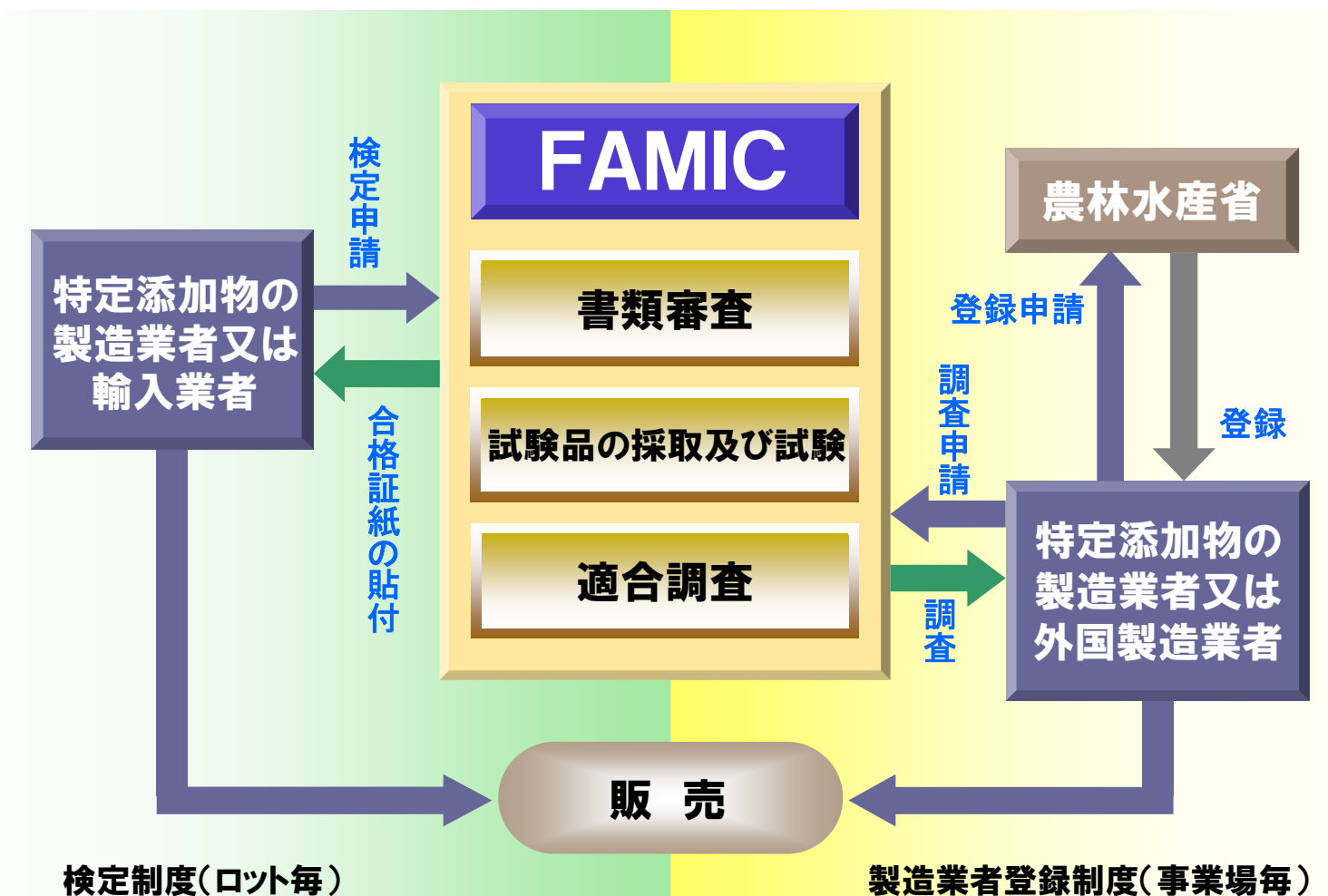


飼料添加物の検定等

FAMICは、特定添加物の製造業者等からの検定申請があった場合、試験品の採取及び試験並びに合格した製剤への合格証紙の貼付を行っています。

また、登録申請に応じて特定添加物の製造事業場のGMP(Good Manufacturing Practice)の適合確認に係る調査を行っています。



飼料分析基準(公定法)の作成

試験法の開発、改良及び妥当性確認を行い、専門家による内容の審査を受けたうえで飼料分析基準案を作成し、農林水産省に報告しています。

